

## 情報環境整備委員会情報ネットワーク専門委員会要項

[令和3年11月8日情報環境機構長裁定制定]

第1条 京都大学情報環境機構規程（平成17年達示第13号）第15条第1項の規定に基づき情報環境整備委員会に置く専門委員会として、情報ネットワーク専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、学術情報ネットワークシステム（KUINS）及び統合認証システム並びにそれらにかかわる情報セキュリティ対策について次に掲げる事項を審議する。

- (1) 費用負担のあり方
- (2) 学術情報ネットワークシステム（KUINS）及び統合認証システム並びにそれらにより提供されるサービスの将来構想
- (3) 委員会で扱う各事項の検討及び実施にあたり必要となる技術的事項
- (4) その他情報環境機構長（以下「機構長」という。）が必要と認める事項

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 機構長が指名する副機構長
- (2) 機構長が指名する情報環境機構の教職員 若干名
- (3) 文学研究科、教育学研究科、法学研究科、経済学研究科、人間・環境学研究科、アジア・アフリカ地域研究研究科、総合生存学館、公共政策研究部又は経営管理研究部の教職員 4名
- (4) 理学研究科、医学研究科、薬学研究科、工学研究科、農学研究科、エネルギー科学研究科、情報学研究科、生命科学研究科又は地球環境学堂の教職員 4名
- (5) 本学の教職員（前2号に規定する部局に所属する者を除く。） 2名
- (6) 情報部長
- (7) 情報部情報推進課長
- (8) 情報部情報基盤課長
- (9) その他機構長が必要と認める者 若干名

2 前項第3号から第5号まで及び第9号の委員は、機構長が委嘱する。

3 第1項第3号から第5号まで及び第9号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 委員会に委員長を置き、副機構長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集して議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開催できないものとする。

2 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上の多数で決し、議長は議決に加わる。

3 委員が出席できない場合、当該委員は代理の者を指名し、又は議長に議決権を委任することができる。

4 前項において指名された代理の者の出席は、第1項及び第2項で規定する委員会の出席に含まれるものとする。

第6条 議長が必要と認めたとき又は委員の要求があったときは、委員（代理の者を含む。）以

外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第7条 委員会に、必要に応じて小委員会を置くことができる。

第8条 委員会に関する事務は、情報部情報推進課において処理する。

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は委員会が定める。

#### 附 則

1 この要項は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要項の施行後最初に委嘱する第3条第1項第3号から第5号までの委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、それぞれ2名（同条第1項第5号の委員にあっては1名）については令和5年3月31日までとし、その他の委員の任期については令和6年3月31日までとする。

3 この要項の施行後最初に委嘱する第3条第1項第9号の委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。